一般社団法人 National Clinical Database 定款施行細則

（目的）

第１条　　この施行細則は、定款第５３条の規定に従い、定款の施行に必要な事項を定める。

（入会）

第２条　　定款第７条の規定によって正会員又は準会員として入会しようとする法人又は団体は、過去２年間の理事会の議事録を提出し、経営委員会の審査を経なくてはならない。

２　定款第７条の規定によって施設会員として入会しようとする施設は、所定の申請書を提出しなければならない。

（日本語の名称）

第３条　　この法人の名称の日本語における表示は、日本臨床データベース機構とする。

（会費）

第４条　　設立時の社員の最初の会費は、２０万円とし、最初の事業年度の間に、全額を納入しなければならない。

２ 定款第７条の規定によって入会した正会員の入会時の会費は２０万円、準会員の入会時の会費は１０万円とし、入会時の事業年度の間に、全額を納入しなければならない。

３　定款第７条の規定によって入会した正会員又は準会員は、データベース構築のための経費を負担しなければならない。

４　定款第７条の規定によって入会した施設会員の会費は、日本専門医機構の定める基本領域毎に設けることができ、施設会員は当該会計年度の間に、その会費が合算された請求書に基づいて全額を納入しなければならない。

（１）外科領域の会費の年額は、前々年度の年間登録症例数によって次のとおりに定める。

（ア）前々年度の年間の登録数50例未満：20,000円

（イ）前々年度の年間の登録数50例以上100例未満：30,000円

（ウ）前々年度の年間の登録数100例以上200例未満：40,000円

（エ）前々年度の年間の登録数200例以上500例未満：55,000円

（オ）前々年度の年間の登録数500例以上1,000例未満：120,000円
（カ）前々年度の年間の登録数1,000例以上2,000例未満：200,000円
（キ）前々年度の年間の登録数2,000例以上：250,000円
（２）形成外科領域の会費の年額は、前年度の年間登録症例数によって、次のとおり定める。
（ア）前年度の年間の登録数200例以上：30,000円

（理事及び監事）
第５条　理事は、社員の法人又は団体から推薦された者各１人を候補者として、社員総会で選任する。ただし、日本外科学会は候補者４人とし、日本消化器外科学会は候補者２人とする。この法人の設立時は、次のとおり理事の数を定める。
（１）日本外科学会　３人
（２）日本消化器外科学会 ２人
（３）日本小児外科学会　１人
（４）日本胸部外科学会　１人
（５）日本心臓血管外科学会１人
（６）日本血管外科学会　１人
（７）日本呼吸器外科学会 １人
（８）日本内分泌外科学会 １人
（９）日本乳癌学会　１人
２　監事は、代表理事が指名した者を候補者として、社員総会で選任する。
３　理事及び監事は、兼ねることができない。

（代表理事）
第６条　代表理事は、理事を候補者として、理事会の互選で選任する。
２　代表理事に選任された場合、当該理事の所属学会は理事推薦者を1人増員することができる。
３　理事のうち若干名を、理事会の議を経て、副代表理事と称することができる。

（運営委員会）
第７条　運営委員は、社員及び準会員の法人又は団体の理事各１人とする。ただし、日本外科学会は理事２人とする。
２　運営委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

３　運営委員会の委員長は、代表理事が委嘱する。
４　運営委員会は、事業活動方針、データ登録の状況の確認、政策提言、共通項目の設定、広報活動、法・倫理対応、及び外部団体との連携その他を決定する。
５　運営委員会の業務は、東京大学大学院保健社会行動学及び同医療品質評価学講座の監修を経るものとする。
６　運営委員会は、業務のため、各種の委員会を設けることができる。
７　前項で設けた委員会の委員長は、代表理事が委嘱し、委員は、運営委員会の委員長が委嘱する。
８　社員及び準会員の法人又は団体は、運営委員会の業務を分担し、進捗を共有しなければならない。
９　運営委員会は、審議内容及び活動状況その他を理事会に報告し、議決について、理事会の承認を受けなければならない。

（専門医制度委員会）
第８条　専門医制度委員は、社員の法人又は団体の理事各１人とする。
２　専門医制度委員の任期は２年とし、再任を妨げない。
３　専門医制度委員会の委員長は、日本外科学会の理事のうち１人を、代表理事が委嘱する。
４　専門医制度委員会は、専門医制度及び研修施設等の評価・認定システムとの連携、専門医の育成に必要な制度設計に資するデータ利活用その他を決定する。
５　専門医制度委員会は、審議内容及び活動状況その他を理事会に報告し、議決について、理事会の承認を受けなければならない。

（統計解析委員会）
第９条　統計解析委員会は、別に定めた統計解析委員会設置要綱又は指針等によって運営する。

（倫理・利益相反委員会）
第１０条　倫理・利益相反委員会は、別に定めた倫理・利益相反委員会実施要項又は指針等によって運営する。

（経営委員会）
第１１条　経営委員会は、次の委員によって構成する。
（１）代表理事

（２）経営委員
（３）監事
２　経営委員の任期は２年とし、再任を妨げない。
３　経営委員会の委員長は、代表理事とする。
４　経営委員会は、理事会の方針に従い、この法人の経営実務及び入社の審査を行い、又は財務、契約管理、連絡調整、及び広報その他の事務局業務を監修する。
５　経営委員会は、審議内容及び活動状況その他を理事会に報告し、議決について、理事会の承認を受けなければならない。

（専門委員）
第１２条　専門委員を若干名置くことができる。
２　専門委員の任期は２年とし、再任を妨げない。
３　専門委員は、理事会の諮問を受けることができる。
４　専門委員は、運営委員会及び経営委員会に出席して、意見を述べることができる。

（変更及び廃止）
第１３条　この施行細則は、理事会の議を経て、変更又は廃止することができる。

（設立時の社員）
第１４条　設立時の社員は、第５条第１項各号に掲げた法人又は団体のうち、この法人に入社することが議決された法人又は団体とする。ただし、設立までに入社することが議決されなかった法人又は団体は、この法人の設立から１年以内に入社を承認するものとする。

（施行日）
第１５条　この定款施行細則は、平成２２年４月８日から施行する。
２ この定款施行細則は、平成２６年８月７日から変更する。
３ この定款施行細則は、平成２７年３月３日から変更する。
４ この定款施行細則は、平成２８年１２月２０日から変更する。
５ この定款施行細則は、平成３０年３月２６日から変更する。
６ この定款施行細則は、平成３０年１２月３日から変更する。
７ この定款施行細則は、令和元年１２月２日から変更する。
８ この定款施行細則は、令和２年１２月２２日から変更する。

９　この定款施行細則は、令和６年３月１２日から変更する。ただし、第４条第４項第１号は、令和７年１月１日から適用するもとし、その日までの間は従前の例による。